

一 般 質 問 通 告 書

令和4年2月18日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

令和4年第1回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
<p>1. コロナ禍における図書館運営と今後の在り方について</p>	<p>最近の住宅情報誌では、首都圏域の自治体で特色ある図書館の特集をするなど、図書館の存在がどこに住むかの選択に大きな影響があることを示している。若い世代、子育て世代を問わず、すべての町民に魅力のある図書館の整備を行うことは、町民の居住満足度を高め、さらに若い世代を呼び込む上で決定的に重要な要素である。</p> <p>阿見町は、町立図書館の他に手続きをすれば、茨城大学農学部図書館や県立医療大学図書館なども利用することが出来て、図書館環境では恵まれた環境にあるのではないかとと思われる。</p> <p>しかし、この間のコロナ禍の影響で休館、貸出停止が断続的にあり、図書館機能は相当な打撃を受けました。そこで、コロナ禍の中での図書館運営と今後の在り方について以下伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, すべての町民に魅力のある図書館の整備を行うことは、町民の居住満足度を高め、さらに若い世代を呼び込む上で決定的に重要な要素であると考えますが基本的認識を伺いたい 2, コロナ禍での図書館の運営状況と利用者の推移について 3, コロナ禍の中で、阿見町立図書館は閉館・貸出停止となったが、閉館、貸出業務の停止はそれで良かったのか 4, 現在、阿見町図書館で希望した利用者に、個人宅に配送するというシステムはあるか 5, 阿見町の都市構造は、役場や大学の立地する中央地区、JR荒川沖駅に近いうずら野や荒川本郷及び本郷地区の2拠点となっている。図書館も2拠点があって然るべきではないか 6, その際、新しい図書館には本館とは役割を分担するような形で、それぞれ特色のある図書館を目指すべきではないか 7, コロナ禍の中で、県内の他自治体でも導入されている「非接触型手のひら静脈認証技術」や「非接触型指紋認証技術」などを利用したカードレスシステムを採用すべきではないのか。 8, リニューアルされた茨城県立図書館のように併設されたカフェスペースで読書をするような機能を持つべきではないか。現行の阿見町立図書館を、全体的にスペースを確保し余裕を開けるためにも資料庫や保存庫を別に整備し増築する必要があるのではないか 9, 電子図書による電子図書館など、インターネットを利活用した新しい図書館の在り方が進んでいる。電子図書館は、コロナ禍における新しい日常様式に最も相応しいものであると考える。阿見町でも早急に整備を行う必要があるのではないか。 <p>以下余白</p>	<p>教育長</p>

<p>2. 学校プールの廃止と学校及び町民共用プールの整備について</p>	<p>現在、阿見町には、新設の「あさひ小学校」を除いて各小中学校にプールがある。1970年代から80年代に集中して整備されたもので、最も古い阿見中学校は1969年に、最も新しい竹来中は1986年に整備され、それぞれ53年から36年経過している。大規模な改修は本郷小学校で2017年に改修されている。</p> <p>2018年に本郷小学校から分離開校した「あさひ小学校」には、そもそもプールを整備する計画はなかった。私は、2014年9月議会で、当時の町長及び教育長にプールを作るべきではないかと質問したが「整備しない」という答弁だった。理由については「新小学校にはプールはつくりたくない」と決めている。「小学校の全天候型プールをつくるということは不特定の人が必ず来る。今は、ドラッグだ何だやって何か事件起こすと、そういう状況が必ず起こるんじゃないか」とその心配です」ということだった。結局、あさひ小学校での水泳授業は、バスを利用して阿見中学校にある町民プールを利用して行っている。</p> <p>私は、この際、老朽化した学校プールを廃止して、町内の各小中学校が共用して使用できる新たなプールを整備するべき時期ではないかと考える。そのプールが全天候型で、町民とも共用できるものとして整備され、子どもを持つ若い世代だけでなく、壮年世代、高齢者世代の健康維持を図ることができれば、保健医療への大きな貢献になると考える。そこで以下の質問をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 現在の各小中学校プールの使用状況について 2, 年間の維持管理料について 3, 補修改修費用について 4, あさひ小学校の水泳授業について 5, 今後の学校プールの再編計画について 6, 各小中学校及び町民共用の全天候型温水プールの整備について <p>以下余白</p>	<p>教育長</p>
---------------------------------------	--	------------

<p>3. 太陽光発電パネルに係る法定外目的税の導入について</p>	<p>東日本大震災を契機に、安全安心なエネルギーとしての再生可能エネルギーが注目され、平成 24 年に導入された国の固定価格買取制度により 20 年間の売電収入が保障されるようになると、阿見町にも太陽光発電施設が急速に広がった。さらに、令和 2 年 10 月には、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラル 脱炭素社会の実現」が宣言され、再生可能エネルギーを最大限導入するとされたことから、今後も、田畑であれ、山林であれ、町内の豊かな自然を構成する土地は、太陽光発電設備用地へと変わっていく可能性がある。</p> <p>太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があるため、発電パネル面積が広いほど、大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、生活環境において、新たな災害発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃の危惧など少なからぬ影響を与える可能性がある。</p> <p>近年の自然災害においては、毎年のように国内のさまざまな場所で集中豪雨が発生し、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流による災害が頻繁に起きている。令和 2 年 6 月に環境省と内閣府は「気候変動と防災」に関する共同メッセージを発表しており、自然災害への取り組みも重要な課題となっている。本来の土地の状態から太陽光発電設備用地への急激な形態の変化においては、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念される。</p> <p>こうした背景から、岡山県美作市では、防災対策をはじめ生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「事業用発電パネル税」を導入することを議決し、条例を公布、総務大臣との協議段階にある。</p> <p>阿見町は、霞ヶ浦沿岸の里山等の豊かな自然が、多種多様な鳥類等の生物の生息区域となってきた。しかし、太陽光発電事業による開発により、生物多様性が失われ自然災害が懸念される状況がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 現在、阿見町には太陽光発電事業として届け出た事業所、面積と発電量はどの程度あるのか。面積に占める割合はどの程度か、また県内市町村での順位はどの程度か 2, 事業用地は、もともとどのような地目だったのか 3, 借地により事業を行っている場合、契約期間満了後のパネル撤去や撤去費用について把握しているか 4, 太陽光発電事業の環境に及ぼす影響について、どのような懸念があるか 5, 自然災害等の危機管理に関する対応について、事業用発電パネルの撤去費用の積立金制度はどのようなものか 6, 総務大臣の法定外目的税の導入についての同意 3 要件について 7, 阿見町は、太陽光発電事業に関する規制（町独自の指導も含めて）を設けなかったが、今後、ゾーニングや自然環境との共存など指導を行う考えはあるか 8, 阿見町でも「事業用発電パネル税」を導入する必要があると考えるかどうか <p>以下余白</p>	町長
令和 年 月 日受領・受付番号		

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。